

別記1（第7条関連）別に定める特定事業者（当社を含みます）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムさいたま、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム南横浜、大分ケーブルテレコム株式会社

別記2（第12条関連）PPV等の個別視聴申込方法

1 申込方法

テレビ画面上に表示される指示に従って行っていただきます。

（例. 申込画面で、「購入しない」の選択を右に移動させ、「購入する」が反転している状態で「決定」を押すことにより、申込は確定します。）

2 撤回

「決定」したあとは、申込みの撤回はできなくなります。

3 その他

当社は、CMおよび電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

別記3（第14条関連）料金の支払方法

1 契約者は、料金について、支払日の到来する順序に従って支払っていただきます。

2 契約者加入者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。

3 クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。

4 第2項および第3項にかかわらず、当社が特に定める場合には、契約者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。

5 契約者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還いたしません。

6 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。

7 当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。

8 当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記4（第37条関連）加入者に関する情報

1 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生

J:COM TV サービス

年月日等個人の属性および個人または団体の特性に関する事項。

- 2 契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求した日に関する事項。
- 3 契約内容に関する事項。
- 4 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- 5 契約者のテレビ視聴に関する事項。

別記 5 協力事業者

当社が別に定める事業者。

別記 6 提携事業者

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社

別記 7 （第 16 条関係）自然災害の対象エリア

法令で定められた区域または、当社が自然災害にあたり、当社の減免対象とすべきと判断した区域